

# 令和8年度春日井市国民健康保険保健事業実施計画

## 1 目的

被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化に資するため、次に定める基本方針に基づき事業を実施する。

## 2 基本方針

### (1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

生活習慣病の早期発見と予防を図るため、「令和8年度春日井市特定健康診査等実施要領」に基づき、特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健診等」とする。）を実施する。また、被保険者の特性に合わせた受診勧奨を行い、受診率等の向上を図る。

### (2) 糖尿病性腎症重症化予防

糖尿病の治療者や中断者等の人工透析への移行リスクの高い被保険者に医療機関への受診勧奨や保健指導を実施する。

### (3) 生活習慣病の発症・重症化予防

生活習慣病の知識の普及に努めるとともに、特定健康診査の結果に応じ、医療機関への受診勧奨や地域の実情や被保険者の健康状況に即した健康教育・保健指導を行い、発症及び重症化予防を図る。

### (4) 適正受診・適正服薬の推進

被保険者の健康増進、疾病予防を図るとともに、医療費の適性化に資することを目的に、医療・保健に関する普及啓発を行う。また、レセプトからの重複・多受診者等の情報を基に通知をし、被保険者の状況に応じた保健指導を実施する。保持と医療費の適正化を図る。

### (5) 前期高齢者への健康支援

前期高齢者における地域の健康課題を抽出し、生活習慣病等の予備軍に、健康に関する普及啓発や受診勧奨等を行う。

### (6) 肥満症受診勧奨

肥満者を早期に医療受診に繋げ、肥満症に起因する深刻な慢性疾患の予防を図る。

## 3 事業計画

基本方針に基づき、次の事業を実施する。（年齢については年度末年齢）

事業名	内容
(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進	
特定健診	「令和8年度春日井市特定健康診査等実施要領」に基づき、40歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防に着目した特定健診の実施により、被保険者の健康管理を図る。 ・実施期間 4月1日～12月31日 ・実施場所 特定健診指定医療機関 ・自己負担 なし ・対象者 40歳から74歳までの被保険者 ・周知 対象者へ受診券を郵送 広報、健康ガイド、ホームページに掲載

人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 4月1日～翌年3月31日</li> <li>・実施場所 春日井市総合保健医療センター</li> <li>・自己負担 40歳（特定健診を兼ねる） 4,000 円 41歳以上（特定健診を兼ねる） 7,000 円</li> <li>・対象者 40歳から74歳までの被保険者</li> <li>・周知 受診券を対象者へ郵送。健康ガイド、ホームページ、特定健診チラシに掲載</li> </ul>
特定健診 健康管理事業団 実施分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 4月1日～12月28日（保健センターは5回開催）</li> <li>・実施場所 春日井市総合保健医療センター及び保健センター</li> <li>・自己負担 なし</li> <li>・対象者 40歳から74歳までの被保険者</li> <li>・周知 広報、ホームページ、ポスター、チラシに掲載</li> </ul>
特定保健指導	<p>「令和8年度春日井市特定健康診査等実施要領」に基づき、特定健診の結果から動機付け支援又は積極的支援に階層化された人が、自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うことで、生活習慣病の予防を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 4月1日～翌年3月31日</li> <li>・実施場所 特定保健指導指定医療機関（市内医療機関） 春日井市総合保健医療センター及び保健センター</li> <li>・自己負担 なし</li> <li>・対象者 40歳から74歳までの被保険者で、特定健診の結果、動機付け支援及び積極的支援に階層化された人</li> <li>・周知 対象者へ利用券を郵送。対象者へ電話による利用勧奨。</li> </ul>
ポスター・イベント等での周知	<p>ポスター等の掲示やイベント等で特定健診及び特定保健指導の普及や啓発を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 かすがい特定健康診査等受診普及キャンペーン2026（6月）       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被保険者への個別案内（国保納税通知書にチラシを同封）</li> <li>(2) 市役所国保窓口での啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター掲示、チラシ及び啓発物品の配付</li> </ul> </li> <li>(3) 市内施設等での啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内や駅、民間企業が所有するデジタルサイネージ</li> <li>・図書館「さぼてん」</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 イベント会場での啓発 「世界糖尿病デー」での啓発（11月上旬の日曜日）</li> <li>3 メタボ健診宝くじの実施 5月の受診券一斉発送で周知、2月に当選発表</li> </ol>
未受診者等への個別勧奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診未受診者へ、過去の受診行動等の分析結果を活用した個別通知を行う。</li> </ul>

事業主健診等の健診データの提供依頼	特定健診対象者のうち、職場で健診を受診した人に対して、健診データの提供を依頼し、健康管理を促るとともに受診率向上を図る。また、データ提供者には、お礼品を進呈する。
(2) 糖尿病性腎症重症化予防	
糖尿病性腎症重症化予防プログラムによる受診勧奨・保健指導	健診結果及びレセプトデータにより対象者を抽出し、糖尿病の治療者や中断者等の人工透析への移行リスクの高い被保険者に医療機関への受診勧奨や保健指導を実施する。 【腎症4期】 医療未受診者に受診勧奨を行う。 【治療中断者】 糖尿病治療中断者を抽出し、医療受診勧奨を行う。 【腎症3期】 対象者に生活改善に関する6か月間の保健指導を実施する。
(3) 生活習慣病の発症・重症化予防	
発症及び重症化予防のための受診勧奨	当該年度の特定健診結果に基づく対象者（糖尿病・高血圧症・脂質異常症・腎不全の発症及び重症化する可能性のある人）に生活習慣病予防のチラシを送付する。また、より高リスク者には必要に応じて電話、訪問等で受診勧奨を行う。
国保健康講座	生活習慣病の重症化予防に係る健康講座を実施する。 ・実施回数 年1回（1クール2回） ・内 容 ①医師の講話 ②栄養指導 ③運動指導 等 ・講座終了後概ね3か月後に、意欲の持続を図るためのアンケートを行う。
(4) 適正受診・適正服薬の推進	
重複受診及び重複服薬者への保健指導	レセプトのデータを基に重複受診・多受診者を抽出して被保険者の状況に応じた保健指導を実施することにより、健康保持と医療費の適正化を図る。
(5) 前期高齢者への健康支援	
前期高齢者への健康に関する啓発	前期高齢者の要介護状態への移行の抑制を目的とし、フレイルや生活習慣病に関する保健指導を実施する。また、必要に応じ医療機関等、関係機関への接続を行う。
(6) 高度肥満者への受診勧奨	
受診勧奨及び肥満症に関する啓発	高度肥満者に肥満症受診勧奨のチラシを送付する。また、受診勧奨から2か月後に受診状況の調査を実施する。